

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和3年4月分)

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20210422	東海交通株式会社(法人番号8180001020204) 代表者犬飼高生	愛知県名古屋市中川区尾頭橋3丁目18番地13号	本社営業所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋3丁目18番地13号	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項	令和2年12月17日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(2)点呼の実施不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)事故の記録記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)補助者の要件違反(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項)	10	4
2	20210422	須原修治(須原交通)	愛知県名古屋市中川区二番二丁目	須原交通	愛知県名古屋市中川区二番二丁目	輸送施設の使用停止(20日車)	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条	令和2年12月21日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反(タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条)	2	2
3	20210422	株式会社寺山自動車(法人番号8080101004843) 代表者寺山隆	静岡県伊豆市柏久保621-5	本社営業所	静岡県伊豆市柏久保625-2	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項	令和2年10月21日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)苦情処理の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)事故の記録記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(5)乗務員台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(10)運行管理規程の記載事項不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)、(11)社会保険等未加入(道路運送法第30条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。